

セリ

(2) 翌十九日午後五時宮原事務ト會見セル處宮原事務ハ當会社
 ハ半年一月二十日ノ創立ニシテ日未夕淺ク歎願條許ニ應ジ難
 ク退社セラル、モ止ムヲ得スト發表シタルニ對シ從業員ハ
 退職ノ外ナシトシ職場ニ集合協議ニ入リタルヲ以テ所轄品
 川警察署ニ於テハ輕拳首動ヲ戒ムルト共ニ首謀者村木吉次
 郎橋本肇ニ容疑ノ点アリタルヲ以テ留置取調中
 七解、決

四月二十日村木橋本ノ兩名ヲ除ク全員出勤シ歎願書ハ自發的
 ニ撤回就業シ解決セリ
 右及申報候也

別記 請願書

- 一、作業上ニ際シ職長飯田氏外ノ他ノ幹部ハ容喩セサル事
- 二、工場長ニ松平氏ヲ推戴スル事
- 三、橋本俊一氏ヲ職場従業員間俸ノ立場ニ置カサルコト
- 四、能率増進ノ為メ工具計量機ヲ整備スル事、メートル制ノマイ
 クロメーターノキズ、エンサイドマイクロ、ハイド仕上工具
 各自貸與

- 五、仕上卸ト同等ニ考慮スル事
- 六、健康保険法ノ適應ヲ即時實施スル事其ノ間ニ於テル公私場ハ
 健康保険法ト同等ニ取扱フ事
- 七、工具類ハ工具類ノ精度ノ精密ナル検査ヲスル事
- 八、時局下物價高ニ依リ定時圓金ニ分テ共濟シラスル事
- 九、特殊ナル事情ニ依リ申出アリタル場合ハ十四日廿八日以外ト
 雖モ全員貸與ノ便宜ヲ計ルハ未事